

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農地調整課)	13
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	13
○森林法による通知に代える公示 (2件)..... (治山課)	13
○海岸保全区域指定の一部改正..... (砂防災害課)	13
<b>支庁告示</b>	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	14
<b>道公安委員会告示</b>	
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	14

## 告 示

### 北海道告示第784号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第1項の規定により、美瑛市光珠内地区及び北美瑛地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年9月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第785号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、道営土地改良 (今金地区地域水田農業支援緊急整備 [緊急整備型] (暗きよ、区画整理、客土、畦畔改良)) 事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成16年9月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第786号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を厚沢部町の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年8月13日北海道告示第739号のとおりである。

平成16年9月10日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

檜山郡厚沢部町字鶉1104所在の森林について所有権を有する 横山 友吉

檜山郡厚沢部町字鶉1114所在の森林について所有権を有する 藤野 茂

### 北海道告示第787号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大成町の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年8月13日北海道告示第739号のとおりである。

平成16年9月10日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

久遠郡大成町字上浦505ほか1筆所在の森林について所有権を有する 米谷 勝

久遠郡大成町字上浦578所在の森林について所有権を有する 斉藤 寛次

久遠郡大成町字太田261所在の森林について所有権を有する 辻 時蔵

久遠郡大成町字太田262所在の森林について所有権を有する 神野 サダ

久遠郡大成町字久遠396所在の森林について所有権を有する 城戸 勇一

久遠郡大成町字久遠581ほか1筆所在の森林について所有権を有する 長崎仁三郎

久遠郡大成町字久遠589所在の森林について所有権を有する 沖崎 武雄

久遠郡大成町字都62の1ほか1筆所在の森林について所有権を有する 越野 昌昭

### 北海道告示第788号

昭和36年北海道告示第1228号 (海岸保全区域の指定) の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年9月10日

北海道知事 高橋 はるみ

8十勝釧路沿岸海岸保全区域の表十勝釧路沿岸の(3)厚岸海岸の厚岸町の項海岸保全区域の

楽しく実践！地球温暖化防止型のライフスタイル「スローライフ」で減らすCO<sub>2</sub>



改める。

**附 則**

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

---

